

令和 7 年度第 4 回志木市社会教育委員会議録

日時 令和 8 年 3 月 24 日（火）

午後 3 時～4 時

場所 志木市役所大会議室 3 - 3

出席委員：竹前榮二、有馬隆江、市之瀬初男、宮原正幸、一ノ倉達也、中村和子、
山下美香、荻島亜紗美、星野祐子、神谷惣治、野島悦子、
庄司早苗（順不同、敬称略）

欠席議員：石井都、渡部静夫、渡辺恵（順不同、敬称略）

市：土崎生涯学習課長、徳留主幹、石川主任、石井主事

1. 開 会

2. 協 議 事 項 進行：竹前議長

(1) 生涯学習推進指針の改訂案について

事務局より説明 説明：石川主任

「志木市生涯学習推進指針」の上位計画である教育大綱、第二次将来ビジョン・第六次総合振興計画の改訂をふまえ、令和 8 年度末の完成を目指して「志木市生涯学習推進指針」の改訂を行うにあたり、初期案を提示し、説明を行った。委員からの実務的・現場的な意見を踏まえて、今後さらに具体化していく。資料は事前に配布を行った。

方向性案は、現行指針の大枠は維持しつつ、わかりやすさを重視し、階層構造を簡素化すること、上位計画である志木市将来ビジョンの施策体系に文言と構成を合わせた。

○構成の主な変更点

- ・従来の「いつでもどこでも誰でも学べるまちに」は、基本指針ではなく全体を貫く「指針目標」に格上げする。
- ・基本指針は 3 本立てから 4 本立てへ再編する。
- ・従来あった「基本指針→個別指針→細目」という構造を見直し、個別指針の段階を減らして整理

事務局より各基本指針ごとに説明を実施し、委員からの意見・質疑も基本指針ごとに聴取した。

①事務局からの全体説明から基本指針1について

〈事務局説明〉

基本指針1は「新たな学びのきっかけ作り」として再構成した。

- ・従来の「様々な学習機会の提供」を、より前向きでわかりやすい表現に変更した。
- ・内容は主に以下の3項目で整理した。

指針項目1 様々な活動のきっかけ作り

デジタル社会への対応も盛り込む

指針項目2 ライフステージに応じた学習機会の提供

リカレント教育や学び直しの観点も追加していきたい。

指針項目3 人権についての学習の支援

〈意見・質疑応答〉

委員) 市で作成した「子ども計画」との整合性を取る必要もあるのではないか。

子どもの権利やインクルーシブ教育、障がいのある人への理解などを含め、人権学習の中身をより具体化してもよいのではないか。

委員) ウェルビーイングも大事なので、取り入れるべきであろう。

委員) 「人権についての学習の支援」は表現がやや浮いて見えるため、項目名の整え方を再検討した方がよい。

委員) 「新たな学びのきっかけ作り」という表現自体は、従来より伝わりやすいと感じた。

委員) 全体的にカバーしているかと思う。「子ども」にフォーカスした内容が少なく感じる。

委員) 表現がどれも難しく、具体的に自分がどれに関わっているのかわかりにくい。

コロナで一度縮小した活動が現在でも回復していない部分があるが、地域において課題になっていない。活動の必要性について疑問を持っているところがある。

委員) 広報やインターネットを見ない人にも届く仕組みや、何かを探している市民が気軽に相談できる窓口があるとよいと感じている。

委員) 活動や団体を紹介するだけでなく、個人の関心や状況に応じて学びにつなげる仕組みが必要。外国人を含む多様な住民が参加しやすい形や、団体の枠を超えた交流も意識すべきである。

委員) 時代の変化で、事業に来られる方だけの活動になっているところがある。人権研修会など、各公民館の高齢者大学と絡めた事業展開が出来ないか。また、zoomなどのネットを活用するなど、多様なニーズに対応できることを目指すのが良いのではないか。

委員) 基本指針名と指針項目名の両方の文言に「～づくり」が使われており、言葉の重複やレベル感についても調整が必要と感じた。

②基本指針2について

〈事務局説明〉

基本指針 2 は「生涯にわたり学ぶことができる環境作り」として再構成した。

・内容は主に以下の 3 項目で整理。

指針項目 1 生涯学習関連施設の活用と整備

施設面では、公民館、図書館、いろは遊学館などの活用や老朽化対応が課題

指針項目 2 自主的活動への支援

指針項目 3 社会教育人材の育成

「社会教育人材の育成」は今回新たに加えた項目であり、専門性や担い手不足への対応を意図している。

〈意見・質疑応答〉

委員) 施設整備は計画的に進めてほしい。

委員) 「学社融合施設」という言葉がいろは遊学館に限定されて見えるため、公民館等も含めたより適切が良かろう。また、多くの団体で後継者不足が深刻であり、人材育成の項目新設は重要だと思う。

委員) 「自主的活動への支援」は具体的にはどんな事業が当てはまるか。

事務局) この項目では「既存団体へのサポート」という意味で検討している。サークル活動の周知、情報誌やホームページでの紹介、補助金による支援、共催事業の実施といった事業が当てはまると考えている。より詳細はこれから精査していく。

委員) 子どもが自分たちで考え、提案し、実行する経験は学びそのものであると考えている。子どもや若者の主体的な企画・運営を支える視点を、この指針または他の指針の中で明確にした方がよい。

委員) 環境作りにハード面だけでなくソフト面も含まれるなら、項目の意味が広がるため、読み手に伝わる構成整理が必要かと思う。

委員) 市民会館が無いことは、市にとって大きな課題である。

③基本指針 3 について

〈事務局説明〉

基本指針 3 は「学びが活かせるまちづくり」として再構成した。

従来分散していた学習成果の発表、団体連携、文化芸術活動の発表機会などをこの指針に集約した。

・内容は以下の 3 項目で整理。

指針項目 1 学んだ成果を生かすための支援

指針項目 2 学びを広げる機会作り

家庭・学校・地域・NPO・民間団体等の連携もこの枠組みで扱う。

指針項目 3 芸能芸術活動の支援

〈意見・質疑応答〉

委員)「学びを広げる機会づくり」は、「機会の創出」など能動的で協働的な表現にした方がよいのではないか。また、外国人住民の増加を踏まえ、多文化共生や国際交流の視点を事業例に含めてもよいと感じている。

事務局) 多世代交流事業についても具体的取組等で盛り込むことを検討している。

委員) 学びの成果は文化活動だけでなく、地域ボランティアや市民活動への参加にもつながるため、そのような文脈も意識すべき。

事務局) 子ども達が学び始めることができる「生きる力」を学ぶことのできる環境を整えることに重点を置くのであれば、基本指針2「生涯にわたり学ぶことができる環境作り」が適切であろうと思うし、「生きる力」を得てどうしていくのかとか、どういう手段でその力を獲得していくのかということを重視するのであれば「学びが活かせるまちづくり」にはいるかと思う。どちらを重視するか考える必要があると思う。

委員) 指針項目3「芸能・芸術活動の支援」の前に「文化」を入れたらどうか。芸術・文化活動については、発表する側だけでなく舞台芸術や生の表現に触れること自体が学びの入口になることから、「鑑賞する」「触れる」機会も重要と考えている。スポーツが「する・見る」の両面で整理されているように、文化も同様に捉えるべきではないか。

委員) 近隣大学や高校、専門機関との連携をさらに意識できないか。

事務局) 現状では公開講座の周知や、市内高校との文化祭・公民館事業での協力実績がある。今後も継続、強化していく必要があると思う。

④基本指針4について

〈事務局説明〉

基本指針4は「文化財保存活用の繋がり作り」として整理した。

- ・内容は主に以下の2項目。

指針項目1 文化財の保存活用

文化財の保存だけでなく、市内外への紹介や学習への活用を通じて、ふるさと意識の醸成につなげる。

指針項目2 伝統文化の次世代への継承

郷土芸能フェスティバルや文化体験道場などが主な事業として想定されている。

〈意見・質疑応答〉

委員) 伝統文化は続ける人がいなければ途絶えてしまう。文化財や伝統文化の継承には、保存だけでなく担い手育成の視点があった方が良い。

委員) 「伝統文化の次世代への継承」については、追加もしくは新項目で「後継者(担い手)の育成」にすることで単に伝統文化をつないで残して行きましょうだけではなく、それを支える人材の育成に市は取り組んでいくんだというのがわかりやすくなるのではないか。

委員) 祭りや郷土芸能では、特に笛など専門性の高い役割の担い手不足が深刻である。

市などで映像や記録を取ってもらうことも残すことも継承支援として重要。

委員) 「文化財の保存と活用」は「紹介」や「周知」も含むことをわかりやすく示した方がよい。

委員) 伝統文化は引っ越してきた人や外国の方だと入りにくい。地域内だけで閉じず、外国人住民や地域外の住民も関われる開かれた形にしていくと良いと思う。

(2) そ の 他

次回の社会教育委員会は6月2日(火)に開催予定。内容は、令和7年度事業報告、令和8年度事業計画、社会教育関係団体補助金について協議、生涯学習推進指針の改訂に向けた方針案の提案について協議を予定。次回会議の開催通知に、事前に資料を添付するので、事前に目を通していただく。

4. 閉 会 有馬副議長